

## 大規模小売店舗立地法手続要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）の執行に関し、必要な事項について定めることにより法の円滑な運用を図ることを目的とする。

### (対象)

第2条 この要綱は、一の建物であつて、その建物内の店舗面積が1,000平方メートルを超える熊取町内の小売店舗について適用するものとする。

### (用語)

第3条 この要綱において使用する用語は、法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「施行令」という。）、大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示16号。以下「指針」という。）において使用する用語の例による。

### (事前協議等)

第4条 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者（以下「設置者」という。）は、法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出をしようとする場合は、あらかじめ大規模小売店舗出店計画（変更）概要書（様式第1号）を町長に8部提出し、計画内容について事前協議を行うものとする。

2 前項に基づく事前協議の内容は、事前協議議事録（様式第2号）により協議事項、協議過程、結果等を協議ごとに作成し、大規模小売店舗立地業務主管課（以下「業務主管課」という。）へ提出するものとする。

3 設置者は、法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の為の出店予定地敷地の開発行為等及び店舗の建築行為等の手続きは、関係する法令等に基づき行うこと。

4 熊取町は、大阪府等の関係する行政機関に相談を行うよう努めるものとする。

### (届出)

第5条 設置者は、前条に掲げる届出にあたっては、指針で定められた事項を踏まえるとともに、前条の計画内容についての事前協議を反映することに努めるものとする。

2 前項の規定による届出の様式については、この要綱で定めるもののほか別に定める。

### (提出先等)

第6条 届出書の提出先は、業務主管課とし、提出部数は、別表のとおりとする。ただし、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地（以下「出店地」という。）の敷地境界から1kmの範囲内に、熊取町以外の府内の市が含まれる場合は、該当する市の数ごとに副本を1部追加するものとする。

### (届出事項の概要等の公告)

第7条 法第5条第3項（法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。次条において同じ。）及び法第6条第6項の規定による公告は、熊取町役場前の掲示場に掲示することにより行うものとする。

### (届出書等の縦覧)

第8条 法第5条第3項の規定による縦覧は、業務主管課において行うものとする。

2 前項の規定による縦覧は、法に定めのある期間のほか、届出に係るこの要綱による手続が完了するまでの間、縦覧に供する。

(軽微な変更)

第9条 法第6条第4項ただし書の軽微な変更として法第6条第2項の規定による届出を行うとする者は、あらかじめ軽微変更適用承認申請書(様式第3号)を当該届出が軽微変更であることを証する資料を添付のうえ、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容が規則第8条に該当し、軽微な変更該当すると認めるときは、その旨を書面により当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(廃止の届出等)

第10条 大規模小売店舗を廃止する場合は、法第6条第5項の規定による届出を町長に提出するものとする。

(説明会の開催等)

第11条 法第7条第1項の規定による説明会を開催する者(以下「説明会開催者」という。)は、説明会に参加する者の利便性を考慮して、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日または、それ以外の日の夜間に、相当な人数を収容できる施設において、説明会を開催するものとする。

2 説明会開催者は、説明会の開催を計画したときには説明会の開催の日の14日前までに、説明会開催計画書(様式第4号)を業務主管課に届出するものとし、法第7条に基づき説明会を開催するものとする。

3 法第7条第2項の規定による公告は、店舗の敷地内の見やすい場所に、表示(様式第5号)を掲げるとともに、店舗の敷地境界から、原則として1kmの範囲の地域を対象として、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙(以下「日刊新聞紙」という。)へのチラシの折り込みによるか、日刊新聞紙への掲載又は熊取町が適切と認める方法により行うものとする。

4 説明会開催者は、参加者に対して、適切な届出の概要等が把握できる資料を配布し、十分な理解が得られるように努めるものとする。

5 説明会開催者は、説明会の開催後7日以内に、説明会実施状況報告書(様式第6号)を業務主管課に提出するものとする。

(説明会を掲示により行う場合)

第12条 法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出をするものが、規則第11条第2項の規定に該当すると熊取町が認めた場合は、説明会の開催を掲示に代える申請書(様式第7号)を提出するものとする。

2 規則第11条第2項の規定による掲示は、説明会を掲示により行う場合の掲示(様式第8号)によるものとし、公告の日から4月間、店舗敷地内の見やすい場所において行うものとする。

(説明会を開催することができない場合)

第13条 説明会開催者は、説明会を開催することができない場合であって、規則第13条第1項に規定する事由に該当すると熊取町が認めた場合は、経過報告書(様式第9号)を業務主管

課に提出するものとする。

(意見書の提出)

第14条 法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、当該意見その他必要事項を記載した書面(様式第10号)を、業務主管課へ持参及び郵送等により提出するものとする。

(意見書の公告及び縦覧)

第15条 法8条第2項の規定により述べられた意見のうち、個人情報の保護又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について公告及び縦覧を行わないものとする事ができる。

2 法第8条第2項の規定による公告は、第7条の規定を準用する。

3 法第8条第2項の規定による縦覧は、第8条の規定を準用する。

4 第1項の意見書は、縦覧開始日を定めた上で1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用するものとする。

(町の意見)

第16条 法第8条第4項の規定による意見を有しない旨の通知は、書面により行うものとする。

2 法第8条第6項の規定による公告は、第7条の規定を準用する。

3 法第8条第6項の規定による縦覧は、第8条の規定を準用する。

4 第1項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用するものとする。

(変更しない旨の通知)

第17条 法第5条第1項、法第6条第2項又は法附則第5条第1項の規定による届出をした者(以下「届出者」という。)は、法第8条第4項の規定により熊取町が意見を述べた場合であって、届出事項を変更しない場合は、変更しない旨の通知書(様式第11号)を業務主管課に16部(正本1部、副本15部)提出するものとする。

2 前項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で4月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用する。

(町の勧告)

第18条 法第9条第1項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

2 法第9条第3項の規定による公告は、第7条の規定を準用する。

3 第1項の勧告書は、公告の日から1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用するものとする。

(勧告しない旨の通知)

第19条 法第8条第4項の規定により意見を述べた場合であって、法第9条第1項の規定による勧告を行わない場合は、勧告しない旨の通知を書面により行うものとする。

2 前項の通知書は、縦覧開始日を定めた上で1月間縦覧に供するものとし、縦覧については、第8条の規定を準用するものとする。

(公表)

第20条 法第9条第7項の規定による公表は、熊取町役場前の掲示場に掲示するなど、その他の適切と認める方法により行うものとする。

2 公表を行った場合は、その旨を届出者に対し、書面により通知するものとする。

(報告の徴収)

第 21 条 法第 14 条の規定により報告を求められた者は、報告書（様式第 12 号）を業務主管課に提出するものとする。

(取下げの申出等)

第 22 条 設置者が、届出書を取り下げる場合は、理由を記載した書面を業務主管課に提出するものとする。

2 前項の場合において、当該届出が第 7 条の規定により公告され、当該届出書等が縦覧に供されている場合は、中止の申出があった旨を公告するものとし、公告については、第 7 条の規定を準用する。

3 前項の場合は、取下げの申出の日をもって縦覧を中止するものとする。

(その他)

第 23 条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 28 日から施行する。

別表（第 6 条関係）

関係条項	提出部数
法第 5 条第 1 項	16部（正本 1 部、副本15部）
法第 6 条第 1 項	5 部（正本 1 部、副本 4 部）
法第 6 条第 2 項	16部（正本 1 部、副本15部）
法第 6 条第 5 項	2 部（正本 1 部、副本 1 部）
法第 8 条第 7 項	16部（正本 1 部、副本15部）
法第 9 条第 4 項	16部（正本 1 部、副本15部）
法第11条第 3 項	2 部（正本 1 部、副本 1 部）
法附則第 5 条第 1 項	16部（正本 1 部、副本15部）